

第49回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成28年1月6日(水)に「第49回河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」を開催しました。

前回に引き続き、「野洲川立入河川公園」「野洲川運動公園」「野洲川河川公園」について審議を行いました。

審査表の「今回審議の判断」については、前回委員会においてほぼ確定しましたので、それに基づいて「意見書(案)」について審議を行いました。



■ 日時：平成28年1月6日(水) 9時30分～12時00分

■ 場所：ウォーターステーション琵琶 1階 会議室

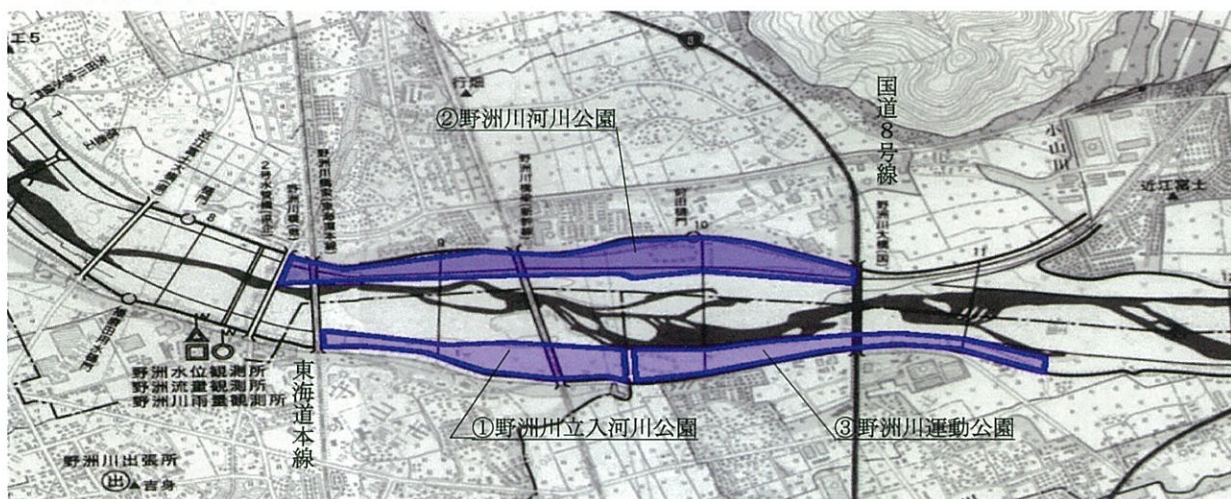
議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第48回委員会活動の整理事項
 - 2) 平成26年度委員会審議対象公園の許可状況について
 - 3) 野洲川立入河川公園、野洲川運動公園、野洲川河川公園に係る審議
 - (1) 審査表について
 - (2) 意見書について
 - 4) その他
3. その他
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて
6. 閉会

配付資料

- ・ 議事次第
- ・ 資料-1 第48回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・ 資料-2 第48回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・ 資料-3 平成26年度 河川保全利用委員会 審議対象公園の許可状況について
- ・ 資料-4 審査表
- ・ 資料-5 意見書(案)
- ・ 占用許可申請説明書(守山市)(栗東市)(野洲市)
- ・ 参考資料-1 前回意見書(抜粋)
- ・ 参考資料-2 今後のスケジュール

施設位置図



第49回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)審議の内容

■ 意見書(案)における審議 ■

区 分	各委員からの主な意見
【整備経緯・ 利用状況】	・ 提案内容で可とする。
【環 境 等】	・ 特定外来生物の生育に関して、その事実を記載する。
【委員会の考え】	・ 提案を残すが、文言として「対応が不十分な点の改善が行われていない」を「十分な改善は行われていない」に修正する。
【委員会の意見】	<ul style="list-style-type: none"> ・ ⑤と⑥を④の前に移動させて番号を修正する。 新たな⑥は「①～⑤の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討状況の報告を平成29年度の委員会において行うこと。」に修正する。 ・ 新たな⑤の文言については事務局にて精査していただく。 ・ 特定外来生物の管理については管理責任の主体を確認した上で、記載の是非を判断する。

今後の進め方としては、本日出された委員意見以外の追加があれば事務局へ提出し、事務局にて精査した後に、委員長及び副委員長が確認した上で、意見書を確定させることが確認されました。

なお、確定後に河川管理者へ提出された意見書は、意見書号で報告致します。

今後の委員会開催予定

第 50 回委員会の開催については未定となっています。

開催日や審議内容が決定しましたらホームページにてご案内致します。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第 49 号 2016 年 2 月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津 4-5-1

TEL: 077-546-0904(直通) FAX: 077-546-6840

ホームページ●<http://www.kkr.mlit.go.jp/biwako-hozen/>

E-mail●biwakokasen@kkr.mlit.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占有する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。

占用許可申請（野洲川立入河川公園（守山市）、野洲川河川公園（野洲市）、野洲川運動公園（栗東市））に対する意見書

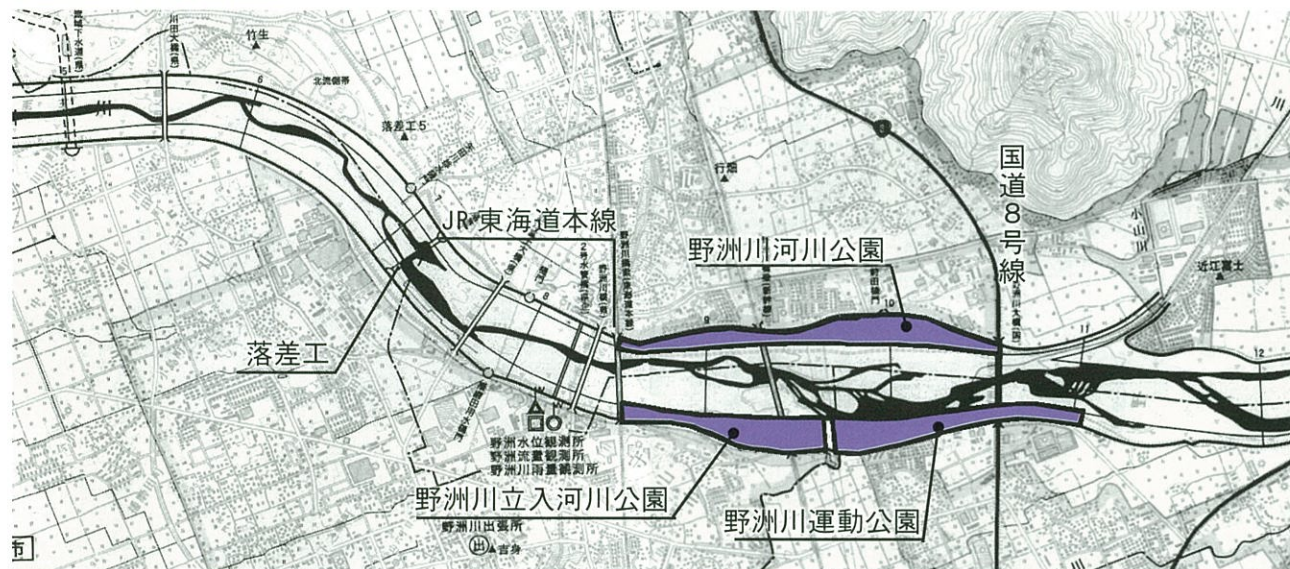
■ 占用許可申請（野洲川立入河川公園（守山市）、野洲川河川公園（野洲市）、野洲川運動公園（栗東市））に対する意見書の提出

琵琶湖河川事務所より平成27年10月14日付けで、野洲川立入河川公園(守山市)、野洲川河川公園(野洲市)、野洲川運動公園(栗東市)の3施設に対して、占用許可申請に係る諮問が河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)になされました。

委員会審査が行われ、平成28年2月10日、琵琶湖河川事務所に意見書が提出されました。

この提出された意見書について、内容をご報告いたします。

● 占用許可申請の概要



● 野洲川立入河川公園（守山市）

1	施設名称	野洲川立入河川公園	5	占用面積	100,035.55㎡
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	平成3年3月30日(経過年数25年)
3	占用施設	散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、グラウンドゴルフ場、グラウンド、駐車場	7	占用期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日
4	場所	守山市吉身5丁目字裏川原～立入町字川原(左岸8.4k～9.6k+90m)			

● 野洲川河川公園（野洲市）

1	施設名称	野洲川河川公園	5	占用面積	139,181.10㎡
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	昭和57年2月3日(経過年数33年)
3	占用施設	芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場、駐車場	7	占用期間	平成24年4月1日～平成28年3月31日
4	場所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先(右岸8.2k+54m～10.4k+150m)			

● 野洲川運動公園（栗東市）

1	施設名称	野洲川運動公園	5	占用面積	34,794.36㎡
2	河川の名称	淀川水系野洲川	6	当初許可年月日	昭和48年11月1日(経過年数42年)
3	占用施設	グラウンドゴルフ場、芝生広場、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場、駐車場	7	占用期間	平成27年5月8日～平成28年3月31日
4	場所	栗東市出庭字外川原地先(左岸9.6k+90m～11.0k+182m)			

● (野洲川立入河川公園)

記

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、平成3年10月から野洲川左岸の高水敷に設置され、平成10年3月に策定された「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づき、スホーツ、レクリエーション空間として、残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をされてきたものである。

占用施設は、散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、グラウンドゴルフ場、グラウンドが設置されている。施設利用形態は、クレイ広場及び芝生広場が有料施設であり、無料施設のうち利用者の多いグラウンドゴルフ場は利用者相互のルールで運用されている。施設は公園管理業務の委託により維持管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者は、年間約4万6千人(平成26年度)でグラウンドゴルフ場の利用者が約7割と最も多い。

当該施設は、河畔林や開放感ある自然環境を体験できている部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。

また、当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占有した利用であり、グラウンドゴルフ場は約350mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、芝生広場の下流側に高木の樹林帯が残されているが、趣の場としての一体的整備は十分でない状況である。

その他、駐車場をはじめとした舗装箇所や、公園に伴い設置された不自然な低木の植栽が多く見られ、特定外来生物の生育が確認されている。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スホーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断した。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考え、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。

前々回意見書(平成20年3月19日付け)及び前回意見書(平成24年3月15日付け)において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して相当の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考え、

① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。

(2/3)

● (野洲川立入河川公園)

平成28年2月10日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 山口 達也 様

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書
(守山市 野洲川立入河川公園)

平成27年10月14日付け国近整備占調第15号にて意見照会がありました以下の占用許可申請について、下記のとおりお答えいたします。

占用許可申請施設の概要

名 称	野洲川立入河川公園
場 所	守山市吉身5丁目宇裏川原～守山市立入町宇川原 (左岸 8.4k ～ 9.6k+90m)
主 な 施 設	散策広場、クレイ広場、芝生広場、バスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド、駐車場
申 請 者	守山市
占 用 面 積	100.035.55㎡

(1/3)

● (野洲川河川公園)

平成 28 年 2 月 10 日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 山口 達也 様

野洲川河川公園
(野洲市 野洲川河川公園)

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

占用許可申請に対する意見書

(野洲市 野洲川河川公園)

平成 27 年 10 月 14 日付け近整環占調第 15 号にて意見照会のありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

名	野洲川河川公園
場 所	野洲市野洲地先～野洲市三上地先 (右岸 8.2 k+54 m～10.4 k+150m)
主 な 施 設	芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場、駐車場
申 請 者	野洲市
占 用 面 積	139,181.10㎡

(1/3)

● (野洲川立入河川公園)

② 河川敷に設置された野洲市、栗東市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。

③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための計画を策定すること。

④ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講ずること。

⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。

⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。

2. 検討の経緯

平成 27 年 10 月 14 日 意見照会書の受理
平成 27 年 10 月 14 日 第 48 回委員会
・ 河川管理者による占用許可申請説明書の説明
平成 28 年 1 月 6 日 第 49 回委員会
・ 委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書
平成 20 年 3 月 19 日付け意見書
平成 24 年 3 月 15 日付け意見書

以上

(3/3)

● (野洲川河川公園)

<p>③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。</p> <p>④ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講じること。</p> <p>⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。</p> <p>⑥ 上記の検討結果の期間を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。</p>	<p>2. 検討の経緯</p> <p>平成27年10月14日 意見照会書の受理 平成27年10月14日 第48回委員会 ・ 河川管理者による占用許可申請説明書の説明 ・ 委員による占用許可申請施設の審議</p> <p>平成28年 1月 6日 第49回委員会 ・ 委員による意見書(案)の審議</p>	<p>3. これまでに提出した意見書</p> <p>平成20年3月19日付け意見書 平成24年3月15日付け意見書</p>	<p>以上</p>
---	---	---	-----------

(3/3)

● (野洲川河川公園)

<p>記</p> <p>1. 委員会としての判断・意見</p> <p>対象施設は、野洲川改修で、広大な河川敷が造成されたことを機に市民ニーズの高かった運動公園として昭和57年2月から野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。</p> <p>占用施設は、芝生広場、多目的運動場、野球場、陸上競技場、テニスコート、グートボール場、グラウンドゴルフ場、健康広場が設置されている。施設利用形態は、芝生広場及び健康広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。</p> <p>施設利用者数は、年間約7万人(平成26年度)でテニスコートの利用者が約4割と最も多い。</p> <p>当該施設は、前田樋門水路における川とのふれあいや開放感ある自然環境を体験できる部分はあるものの、多くは利用者が川であることを意識できる施設になっていない。</p> <p>当該施設は、占用施設全長にわたり低水護岸との間に幅10m程度の敷地が連続的に確保されており、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響は大きくはないと思われる。</p> <p>その他、駐車場をはじめとした舗装箇所や、公園に伴い設置された不自然な低木の植栽が多く見られ、特定外来生物の生育が確認されている。</p> <p>当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者のニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきであると考ええる。</p> <p>前々回意見書(平成20年3月19日付け)及び前回意見書(平成24年3月15日付け)において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めてきたところである。</p> <p>これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。</p> <p>したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して相同期間内において改善が行われることを強く求めるものである。</p>	<p>【占用許可期限の更新についての意見】</p> <p>河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考ええる。</p> <p>① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。</p> <p>② 河川敷に設置された守山市、栗東市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。</p>
---	--

(2/3)

● (野洲川運動公園)

記

1. 委員会としての判断・意見

対象施設は、昭和47年6月に野洲川緑地として都市計画決定され、都市公園として昭和48年11月1日から野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。設置前には堤外民地が公園内にあつたことから、栗東市が用地買収を実施し、野洲川改修事業で残された高木の樹林(河畔林)と一体として順次整備をしてきたものである。

占用施設は、グラウンドゴルフ場、芝生広場、テニスコート、ソフトボール場、多目的広場、陸上競技場が設置されている。施設利用形態は、多目的広場以外は有料施設であり、指定管理者を定めて維持管理及び運営管理が行われており、利用者は健康増進と河川環境を享受し、地域に密着した利用が図られている。

施設利用者数は、年間約7万2千人(平成26年度)でソフトボール場の利用者が約3割と最も多い。

当該施設は、河畔林や開放感ある自然環境を体験できている部分はあるものの、多くは利用者が川であること意識できている施設になっていない。

また、当該箇所の一部は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、グラウンドゴルフ場は約200mと占用区間が長く、生態系を含めた環境面を考えると生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると思われる。

また、多目的広場の河川側には、高木の樹林帯が残されているが、憩いの場としての一体的整備は十分でない状況である。

その他、駐車場をはじめとした舗装箇所や、公園に伴い設置された不自然な低木の植栽が多く見られ、特定外来生物の生育が確認されている。

当委員会は、基本理念である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって対象施設は、地域の要望や利用者ニーズが高い現状からすぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小・廃止を検討すべきである。

前々回意見書(平成20年3月19日付け)及び前回意見書(平成24年3月15日付け)において、施設の自然化への取組み、施設の縮小・廃止に向けた取組み、川に活かされた利用の取組み等を求めたことである。

これらの意見書に対し、検討が一部進められているが、十分な改善は行われていない。

したがって、当委員会は、対象施設の占用許可の更新にあたっては、下記の意見を付して相応の期間内において改善が行われることを強く求めるものである。

【占用許可期限の更新についての意見】

河川の保全利用の観点から、当委員会は、以下の項目について実施されることが望ましい方向であると考える。

① 一部施設の「自然化」を行うこと。現在劣化が認められる箇所は、利用者の安全に配慮しつつ、早急に行うこと。また、特定外来生物の管理及び対応については河川管理者と協議を行うこと。

② 河川敷に設置された守山市、野洲市の類似施設との共有化による代替地の確保または縮小・廃止の調整協議の場を継続すること。

(2/3)

● (野洲川運動公園)

平成28年2月10日

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)
委員長 市木 敦之

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖河川事務所長 山口 達也 様

野洲川運動公園

占用許可申請に対する意見書
(栗東市 野洲川運動公園)

平成27年10月14日付け国近整備占調第15号にて意見照会がありました以下の占用許可申請について、下記のとおり答申いたします。

野洲川運動公園

名 称	野洲川運動公園
場 所	栗東市出庭字外川原地先 (左岸 9.6k+90m ~ 11.0k+182m)
主 な 施 設	グラウンドゴルフ場、芝生広場、テニスコート、ソフトボール場、陸上競技場、駐車場
申 請 者	栗東市
占 用 面 積	34,794.36㎡

(1/3)

● (野洲川運動公園)

③ 「川に活かされた利用の取組み」など、河川環境に対する公園利用者や市民の関心を高め、関わりを深めるための具体策についての計画を策定すること。

④ 利用されていない(利用者の少ない)施設、過剰であると考えられる構造物は撤去すること。特に遊具、随所にある舗装、低木の植栽を確認したうえで、撤去を講ずること。

⑤ 川とのふれあいに関し、自然を体験できる空間づくりとして、本川に親しめるような工夫を検討すること。

⑥ 上記の検討結果の期限を3年とし、検討結果を委員会に報告すること。また、検討結果の報告は、平成29年度の委員会において行うこと。

2. 検討の経緯

平成27年10月14日	意見照会書の受理
平成27年10月14日	第48回委員会
	・河川管理者による占用許可申請説明書の説明
	・委員による占用許可申請施設の審議
平成28年 1月 6日	第49回委員会
	・委員による意見書(案)の審議

3. これまでに提出した意見書

平成20年3月19日付け意見書
平成24年3月15日付け意見書

以上

(3/3)

意見書-6

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)
委員会ニュース

意見書号 2016年2月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津 4-5-1

TEL:077-546-0904(直通) FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.kkr.mlit.go.jp/biwako-hozen/>
E-mail●biwakokasen@kkr.mlit.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。